



発行 東京都

目次

85

規則

○東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（青少年・治安対策本部総合対策部交通安全課）…一

規則（教）

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………一

○東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………二

○東京都立図書館規則の一部を改正する規則……………二

○東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則……………八

訓令（教）

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………八

規則（公）

○警視庁組織規則の一部を改正する規則……………八

規則

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十二号

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（平成二十五年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を第三条の二とし、第二条の次に次の一条を加える。

（自転車安全利用推進者の選任）

第三条 条例第十四条の二に規定する自転車安全利用推進者の選任は、東京都（以下「都」という。）が実施する講習会の受講若しくは提供する教材による学習又はこれらに準じた方法により、必要な知識及び技能を習得した者のうちから行うものとする。

第四条第一項中「東京都（次条において「都」という。）」を「都」に改める。

第十四条の見出し及び第十五条の見出し中「自転車貸付事業者」を「自転車貸付業者」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年二月一日から施行する。

規則（教）

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十四号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則（平成十八年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一東京都中部学校経営支援センターの項中

同 志村学園

を

同 志村学園
同 光明学園

に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十五号

東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例施行規則（昭和三十九年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表三の項中

同 水元小台学園

知的障害

高等部

就業技術科

同 水元小台学園

肢体不自由

小学部
中学部

知的障害

高等部

普通科

同 光明学園

肢体不自由

小学部
中学部
高等部

就業技術科

病弱

小学部
中学部
高等部

普通科

高等部

普通科

改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都立図書館規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十六号

東京都立図書館規則の一部を改正する規則

東京都立図書館規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一条―第十八条」を「第十条―第二十三条」に、「第十九条」を「第二十四条」に改める。

第三条第七号中「視覚障害者」の下に「その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）を加え、「朗読」を「音訳」に改める。

第四条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条中「視覚障害者」を「視覚障害者等」に、「視覚障害サービス室」を「視覚障害者サービス室」に改める。

第八条中「中央図書館」を「東京都立図書館（中央図書館及び多摩図書館をいう。以下同じ。）」に改める。

第九条中「中央図書館」を「東京都立図書館」に改める。

第十条を削る。

第十一条第五号中「視覚障害者」を「視覚障害者等」に、「朗読」を「音訳」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百二十二号。以下「条例」という。）別表に掲げる施設及び附帯設備（以下「施設等」という。）の貸出し

第三章中第十一条を第十条とする。

第十二条中「別表」を「別表第二」に改め、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条第二項中「視覚障害者」を「視覚障害者等」に、「対面朗読室」を「音声室」に改め、同条を第十三条とする。

第十五条及び第十六条を削り、第十七条を第十四条とし、第十八条を第十五条とし、同条の次に次の三条を加える。

(使用の申請)

第十六条 施設等を使用しようとする者は、東京都立多摩図書館施設等使用申請書(別記第一号様式。以下「使用申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の使用申請書の提出の期間は、使用月の前三月以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の承認)

第十七条 使用の承認は、申請を教育委員会が受理した順序による。

2 教育委員会は、前条第一項の規定により申請のあつた使用について承認をしたときは、東京都立多摩図書館施設等使用承認書(別記第二号様式。以下「使用承認書」という。)を交付するものとする。

3 前項に規定する使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、その使用の際に同項に規定する使用承認書を係員に提示しなければならない。

(使用時間等)

第十八条 施設等の使用時間は、第十一条の規定による開館時間にかかわらず、別表第二の一の項上欄に掲げる日において、同項下欄に掲げる使用単位に対応する時間とする。

2 施設等の使用ができない日(以下「使用停止日」という。)は、第十一条の規定による休館日にかかわらず、別表第二の二の項のとおりとする。

3 教育委員会は、事情により前二項に定める使用時間及び使用停止日を変更し、又は臨時に使用停止日を指定することができる。

第四章中第十九条を第二十四条とし、第三章中第十八条の次に次の四条を加える。

(使用料の額)

第十九条 条例第八条で定める額は、別表第三のとおりとする。

(使用料の後納の申請)

第二十条 条例第八条ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は、東京都立多摩図書館施設等使用料後納申請書(別記第三号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第二十一条 条例第十四条の規定により使用料を減額することができる場合及びその減額の割合又は免除することができる場合は、次に定めるとおりとする。

一 都内の区市町村教育委員会が使用するとき 五割

二 都立を除く都内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校が主催する教育活動のために使用するとき 五割

三 官公署(教育委員会及び都内の区市町村教育委員会を除く。)が使用するとき 二割五分

四 前三号に掲げる場合のほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき 教育委員会が定める割合

2 条例第十四条の規定により使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、東京都立多摩図書館施設等使用料減免申請書(別記第四号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第二十二条 条例第十五条ただし書の規定により使用料の全部又は一部を還付することができる場合は、条例第十一条第四号又は第五号の規定により使用の承認を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命じたため、当該施設等の全部又は一部を使用することができなかつた場合とする。

2 条例第十五条ただし書の規定により使用料の全部又は一部の還付を受けようとする者は、東京都立多摩図書館施設等使用料還付申請書(別記第五号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(使用者の義務)

第二十三条 使用者は、全て館長の指示に従わなければならない。別表を次のように改める。

別表第一(第四条、第十一条関係)

開館時間 及び休館日	開館時間 月曜日から金曜日まで	中央図書館及び多摩図書館
	午前十時から午後九時まで。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、午前十時から午後五時三十分まで	
休館日	土曜日及び日曜日	午前十時から午後五時三十分まで
	一月一日から同月三日まで	
設備等の保守点検日	十二月二十九日から同月三十一日まで	一月一日から同月三日まで
	毎月一日以内	
館内整理日	毎月第一木曜日。ただし、その日が休日又は他の休館日に当たるときは、第二木曜日	一年のうち十二日以内
特別整理期間		

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第二(第十八条関係)

一 使用時間

区分	使用単位
月曜日から金曜日まで	午前、午後、夜間及び全日。ただし、その日が休日に当たるときは、午前及び午後
土曜日及び日曜日	午前及び午後

備考

使用単位は、午前は午前九時から正午まで、午後は午後一時から午後五時まで、夜間は午後六時から午後九時まで、全日は午前九時から午後九時までとする。

二 使用停止日

区分	使用停止日
年始	一月一日から同月三日まで
年末	十二月二十九日から同月三十一日まで
設備等の保守点検日	一年のうち一日

別表第三(第十九条関係)

施設	区分	使用単位	金額	
				セミナールーム
		分割して使用するとき。	一	午前 四、二〇〇円 午後 五、六〇〇円 夜間 四、二〇〇円 全日 二七、〇〇〇円

第2号様式(第17条関係)

東京都立多摩図書館施設等使用承認書

使用承認番号第 号

申請者
住所
団体名
氏名又は代表者名 様

東京都立図書館規則第16条の規定により申請のあった施設等の使用について、申請書記載のとおり承認します。

年 月 日

東京都教育委員会 印

記

申請書受付日	年 月 日
申請書受付番号	

(日本工業規格A列4番)

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づき、東京都教育委員会が定める告示の文を付すこと。

第3号様式(第20条関係)

東京都立多摩図書館施設等使用料後納申請書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

申請者
住所
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

印

下記のとおり施設等の使用料の後納を申請します。

申請理由	使用目的	使用単位	日数	金額
セミナールーム(全面)		午前・午後・夜間・全日	日	円
セミナールーム1		午前・午後・夜間・全日	日	円
セミナールーム2		午前・午後・夜間・全日	日	円
講師控室1		午前・午後・夜間・全日	日	円
講師控室2		午前・午後・夜間・全日	日	円
音響映像操作機器		午前・午後・夜間・全日	日	円
液晶モニター		午前・午後・夜間・全日	日	円
プロジェクター		午前・午後・夜間・全日	日	円
ワイヤレスマイクセット		午前・午後・夜間・全日	日	円
計				円

(日本工業規格A列4番)

第4号様式(第21条関係)

東京都立多摩図書館施設等使用料減免申請書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

申請者
住所
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

印

下記のとおり施設等の使用料の減免を申請します。

申請理由	使用目的	使用単位	日数	金額
セミナールーム(全面)	午前・午後・夜間・全日	日		円
セミナールーム1	午前・午後・夜間・全日	日		円
セミナールーム2	午前・午後・夜間・全日	日		円
講師控室1	午前・午後・夜間・全日	日		円
講師控室2	午前・午後・夜間・全日	日		円
音響映像操作機器	午前・午後・夜間・全日	日		円
液晶モニタ	午前・午後・夜間・全日	日		円
プロジェクター	午前・午後・夜間・全日	日		円
ワイヤレスマイクセット	午前・午後・夜間・全日	日		円
計 (A)				円

<東京都立多摩図書館記載欄>

減額割合及び承認理由	減額 (B)	差引支払額 (A) - (B)
削減額 (東京都立図書館規則第21条第1項第 号に該当)	円	円

(日本工業規格A列4番)

第5号様式(第22条関係)

東京都立多摩図書館施設等使用料還付申請書

年 月 日

東京都教育委員会 殿

申請者
住所
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

印

下記のとおり既納の使用料の還付を申請します。

使用承認番号・発行年月日	第 号	年 月 日発行	
使用日	使用単位	日数	金額
使用することができなくなった施設及び附帯設備			
セミナールーム(全面)	午前・午後・夜間・全日	日	円
セミナールーム1	午前・午後・夜間・全日	日	円
セミナールーム2	午前・午後・夜間・全日	日	円
講師控室1	午前・午後・夜間・全日	日	円
講師控室2	午前・午後・夜間・全日	日	円
音響映像操作機器	午前・午後・夜間・全日	日	円
液晶モニタ	午前・午後・夜間・全日	日	円
プロジェクター	午前・午後・夜間・全日	日	円
ワイヤレスマイクセット	午前・午後・夜間・全日	日	円
計 (A)			
申請理由			円
既納使用料			円
還付請求額 (A)			円

(日本工業規格A列4番)

附則

この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年十月二十日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第四十七号

東京都立図書館処務規則の一部を改正する規則

東京都立図書館処務規則（昭和六十二年東京都教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の表サービス部の部情報サービス課の項第七号中「視覚障害者」の下に「その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）」を加え、「朗読」を「音訳」に改める。

第十一条第九号中「視覚障害者」を「視覚障害者等」に、「朗読」を「音訳」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一 東京都立図書館条例（昭和三十九年東京都条例第百十二号）別表に掲げる施設及び附帯設備の貸出しに関すること。

附則

この規則は、平成二十八年十一月一日から施行する。

訓 令 (教)

●東京都教育委員会訓令第二十三号

東京都立学校の経営企画室に関する規程（昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号）の一部を次のように改正する。

- 都立高等学校
- 都立中等教育学校
- 都立特別支援学校
- 都立中学校

号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十日

東京都教育委員会

別表の項中「東京都立町田の丘学園

東京都立町田の丘学園

東京都立光明学園

に改める。

規 則 (公)

警視庁組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年10月20日

東京都公安委員会

委員長 渡 邊 佳 英

●東京都公安委員会規則第十一号

警視庁組織規則の一部を改正する規則

警視庁組織規則（昭和四十七年4月1日東京都公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第18号を第19号とし、第15号から第17号までを一号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

- (15) 国外犯罪被害申慰金等に関すること。
- 第58条第3項に次の1号を加える。

(3) 国外犯罪被害申慰金等に関すること。

附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定 価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

